

④ 使用人兼務役員の退職金

Q : 使用人兼務役員が役員になる場合に支給される退職金は、損金算入することができますか？

A : 一定の要件を満たす場合は、退職給与として損金の額に算入することが認められます。

【解説】

使用人兼務役員が使用人としての職務を解かれ、専任の役員となった場合に支給される使用人兼務役員であった期間に係る退職給与は、原則として、退職給与にならず、その役員に対する給与として取り扱われることとなっています。

役員給与になりますと、定期同額給与にも事前確定届出給与、利益連動給与にも該当しないことから、損金算入ができませんこととなりますが、次のすべてに該当するときには、使用人に対する退職給与として損金算入が認められることとなっています。

- ① 支給対象となった者が、既往に使用人から使用人兼務役員に昇格した者であり、かつ、その者に対して昇格をした時に使用人であった期間に係る退職給与を支給していないこと
- ② その給与の額が、使用人としての退職給与規定に基づき、その使用人であった期間及び使用人兼務役員であった期間を通算してその使用人としての職務に対する退職給与として計算されており、かつ、その退職給与として相当であると認められる金額であること

